

事 務 連 絡
平成30年8月24日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課

入院患者の自己負担額認定基準における寡婦控除等の
みなし適用の取扱いについて

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、児童扶養手当法の一部を改正する法律案（平成28年法律第37号）に対する附帯決議において、「一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること」とされたことを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項の自己負担額の所得税額の算定においても寡婦控除等のみなし適用（未婚のひとり親を所得税法上の寡婦又は寡夫とみなして税額を計算することをいう。以下同じ。）を念頭に置いた運営をしていただくようお願いいたします。寡婦控除等のみなし適用の取扱いにあたっての考え方は下記のとおりですので、運用に当たり考慮していただきますようお願いいたします。

なお、第1から第4は、当課所管の制度についての寡婦控除等のみなし適用における取扱いを示したものであり、他の制度においては取扱いが異なる可能性があることにご留意下さい。

記

第1 対象制度

対象となる制度は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成7年6月16日厚生省発健医第189号。以下「次官通知」という。）とする。

第2 寡婦控除等のみなし適用の要件の解釈等

- 1 第1の入院に係る費用の徴収額の算定に係る所得税額の算定(次官通知別紙第1)においては、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得税の納税義務者又は同項第31号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得税の納税義務者であるときは、同法第81条第1項に規定する額(当該者が同法第2条第1項第30号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17に該当する者であるときは、同項に規定する額)を控除するものとする。算定にあたっては、(別添1) 所得税額計算シートを参考されたい。
- 2 前項における「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻していないもの」及び「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」とは、所得税の額の算定に係る所得を計算する対象となる年の12月31日の時点において、子を有しかつ過去に婚姻の事実(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が確認できない者とする。

第3 寡婦控除等のみなし適用の申請に係る手続

入院患者の配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第887条1項)から、費用徴収額の認定に必要な書類として、(別添2) 様式例「寡婦(夫)控除のみなし適用について」のような書類に戸籍全部事項証明書等を添付して提出させる等の方法が考えられる。

第4 適用日

寡婦控除等のみなし適用については、平成30年9月1日から適用することとし、同日前に行われた費用徴収額等の算定については、なお従前の例によるものとする。